

## 取引時確認におけるマイナンバーカード対面確認アプリの活用について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）については、各種法令において本人確認書類として規定されています。

昨今、精巧に偽造されたマイナンバーカードが悪用されている実態に鑑み、デジタル庁から、マイナンバーカードに組み込まれたICチップ情報の読み取りが可能な「マイナンバーカード対面確認アプリ」の提供が開始されています。

対面での取引時確認において、マイナンバーカードの券面を目視で確認することに加え、ICチップに記録された券面情報を読み込むことにより、より厳格にマイナンバーカードの真正性を確認することが可能になりましたので活用してください。

### 【参考】

デジタル庁ホームページ

<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>